平成２９年（フ）第１０４６号
堺市北区金岡町1620番地　大阪府営堺白鷺東住宅４棟103号
債務者　天見　美子（旧姓檜本）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０５５号
堺市中区小阪104番地１　まごころ荘参番館217号、前住所堺市中区福田1098番地５
債務者　大宮　壽雄
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０７８号
堺市東区白鷺町１丁24番26―205号
債務者　成瀬　朋子（旧姓金田）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２８１号
兵庫県宝塚市口谷西１丁目15番２―202号、前住所大阪府茨木市橋の内２丁目４番23号ワンモアオッツ205号
債務者　髙山　　彩
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
広島県呉市広駅前１丁目８番13号
債務者　谷川クリスティナこと　ＴＡＮＩＧＡＷＡ　ＣＲＩＳＴＩＮＡ　ＬＯ
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第１０５号
広島県呉市広本町３丁目12番27―406号
債務者　山本　実苗
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第２４８号
福岡県小郡市横隈1568番地26　セジュールルイス2000　Ａ―201号
債務者　中願寺理恵
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２５０号
佐賀市久保田町大字江戸349―１　マリンハイツＡ―３号、住民票上の住所佐賀市東与賀町大字飯盛744番地
債務者　宮原美也子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７１号
北海道岩見沢市６条東４丁目28番地　安藤マンション　102
債務者　加藤　淑子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第７６号
兵庫県たつの市龍野町大道140番地８　プロムナードメゾン101
債務者　高橋　恵美（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第２６９号
佐賀市若宮３丁目４番1034号
債務者　志岐　郁子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２８０号
佐賀市兵庫南２丁目12番10号　サンウエストヒルズＤ棟　102
債務者　北脇慎一郎
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９０号
佐賀市川副町大字小々森2106番地46
債務者　平野　哲治（旧姓納所）
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６０８号
埼玉県新座市新座２丁目２番８号
債務者　千葉　　萌
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６１０号
埼玉県加須市外田ケ谷1095番地５
債務者　並木由美子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６３２号
埼玉県朝霞市本町１丁目16番24号　那須コーポ101号室
債務者　大石　順次
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６８７号
さいたま市見沼区深作３丁目41番地17
債務者　遠藤紀美代
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係